3 密(密閉・密集・ 密接)を避け新型コ ロナ感染症に気を 付けよう!



第342号

2020年

5月21日

千葉県労働組合連合会 〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター31 電 話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138 発行人 本原康雄 定価20円

第 342 号 URL 版 2020 年 5 月 31 日 発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター 電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138 発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

一川頭宣信

5・1行動 労働者の生活改善を

5月1日、第91回千葉県メーデー実行委員会が、新型コロナウイルス感染症拡大にとも なう『何でも電話相談』の窓口を開設しました。千葉駅頭では窓口の開設について、リレ ートークとチラシでアピールしました。通行する労働者自身の窮状を、宣伝隊に訴える場 面もありました。

新型コロナ禍に必要な支援を

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、労働者の雇用や生活を おびやかすものになっています。勤め先から5月末日で解雇を言 われたという 40 歳代の女性は、「相談先が不明。とても困ってい る」と、自ら宣伝隊からチラシを受け取り、「すぐに電話します」 と話しました。

また、一度通り過ぎてから引き返しチラシを受け取った50歳代 の女性は、「パートで働いていたお店が休業になり、これ以上続く と生活がもたない」と言い、国民全員に10万円が給付される『特 別定額給付金』についても「それだけでは厳しい。他の手だてが ないか電話相談する」と話しました。

今回宣伝した『何でも電話相談』は、ケースワーカー・弁護士・ 労働組合書記など各分野の専門家が生活・労働・経営に影響があ る人に向け、電話対応します。駅頭宣伝でチラシを配りながら、 「どんなことでも相談して」と通行人に呼びかけました。



コロナの影響下、駅前での宣伝 =5月1日·千葉駅前

また、『自粛と補償はセットで』の横断幕を掲げ、リレートークで各団体が訴えました。

千葉労連の矢澤純事務局長は「新型コロナウイルスの感染は誰のせいでもないが、感染拡大や休業に ともなう経営や生活の補償は政治ができること。今こそ国民の命とくらしを守る政治の実現を」と訴え 日本では3月には自粛の要請が出され4月になってから、補償の案が打ち出されるなど諸外 ました。 国の対応に比べ「日本は遅い」と、迅速な対応を求め訴えました。

アピール行動には、6団体から17人が参加。『命を守るステイホーム週間』と称された当日、自粛し ている人が多く、人通りが少いにもかかわらず、用意した100枚のチラシを1時間ですべて配布する など、大きな関心を集めた取り組みとなりました。

コロナ関連・お悩み相談開設

自治体福祉センターで実施



新型コロナウイルス感染症による電話相談会で親身に相談 にのる担当者=5月1日・労連の事務所内と会議室

各界から 16 名が奮闘

第91回メーデー行事のひとつとして、コロナ関連相 談会の取り組みを行ないました。

当日は、電話4台、相談員として医療介護担当に民 医連、自営業者担当に民商、労働問題と法律問題に弁 護士、労働相談センターなどから16名が、午前と午後 に分かれて対応しました。午前中の相談は少なめでし たが、午後になり電話が相次ぎ、全体で12件の相談が ありました。相談内容と助言をいくつか紹介します。

問題の解決策を

Q 映画館でアルバイトを週5日勤務していました。 映画館が休業になり、無給で休んでいます。雇用保険 料だけは後で請求するといわれました。

A 使用者は「協力の要請」を受け経営判断として 休業しています。雇用調整助成金などを利用して、賃 金全額の支払い又は休業手当の支払いを他の仲間と相

談して求めてはいかがでしょうか。雇用保険料の労働者負担分だけを請求するというのはおかしいと思 います。

Q ホテル従業員、3月中旬から自宅待機を命じられました。休業手当は出ていません。今月に入り、 5月末までは会社都合とする退職勧奨の通知が届きました。

A 会社に休業手当の支払いを求めること。1人で対応するのが難しい場合は、同じ立場の従業員と 共同して対応しましょう。退職勧奨についても応じる義務はありません。仲間と組合を作るか一人でも 入れる労働組合に加入して対応しましょう。

他にも、パワハラ問題、業務委託契約で働く息子、福祉施設で正社員は特別休暇で休み、パートには 無給扱い。外資系の企業で働く息子の退職問題、売上が減少し従業員に賃金を払えない問題、勤務日が 半分に減らされ生活できないなどコロナに伴う深刻な相談が相次ぎました。

コロナ問題の相談は、入り口は労働相談など具体的な問題ですが、出口が多数あり、相談者に適した 支援制度を紹介するのが難しいのが特徴です。

現在、雇用調整助成金、年次有給休暇、小学校休業対応助成金・支援金、労災保険の休業補償、健康 保険の傷病手当金、雇用保険の失業給付、未払い賃金立替払い制度住居確保給付金、生活福祉賃金貸付 制度(緊急小口資金等の特例貸付)生活保護、国民年金保険料免除制度(自営業者の産前産後の保険料 免除等)、特定定額給付金(10万円)などの制度に対応することになっていますが、多くは既存の制度 の運用を緩和する形で実施されています。多くの人が、利用を希望しているにも関わらず、迅速に手続 きが進んでいません。

解決策は労組で

緊急事態宣言の延長が決まりましたが、多くの企業が「不可抗力」を理由に無給の自宅待機や雇用調 整という名の解雇・雇止め、あるいはメンタルヘルス不調者の激増など健康問題の多発が予測されます。 一人で悩まずに労働組合を作り、一人でも加入できるユニオンに加入して対応しましょう。



トイレットペーパー が店頭から消えた姿を 目にした人は多いでし ょう。この現象はデマ

情報がもたらしました。SNSで「トイレッ トペーパーは中国製だからコロナの影響で品 切れになる」という情報が流れ、鵜呑みにし た人たちが殺到し買い占める人が出ました▼ その様子をメディアが報道したため、「トイレ ットペーパーが無くなるかもしれない」と買 いに走る人まで出たのです。デマを信じた人



も信じなかった人も結果として同じ行動をとったのです▼情報社会に生きる現代人にとっ て情報は武器ですが、SNSやマスコミにおどらされるようになってはいけません。目の 前に溢れた情報を精査し、考えて行動することが重要です。

【2面】

新型コロナで切実な声

県庁で記者会見



5・1何でも電話相談会の内容を踏まえての記者会見

いる相談が多かった」と報告しました。

第91回千葉中央メーデー実行委員会は、 5月8日に県庁記者クラブで記者会見し、1 日に実施した「新型コロナウイルス関連労 働・営業・生活電話相談会」の報告をしまし た。

会見で、同実行委員会の矢澤純事務局長(千 葉労連事務局長) が、今年のメーデーは新型 コロナウイルスの感染拡大により、集会とデ モの開催が困難であり、千葉労連にコロナ関 連で2月下旬より多数の労働相談があり、今 回の電話相談会を開催しました。

そして、当日の電話相談は12件寄せられ、 相談の特徴として「雇用調整助成金の制度が 周知されない、または必要書類が多く、手続 きが複雑で活用されていない。その結果、無 給の休業を余儀なくされ、生活がひっ迫して

相談の対応した相談員からは「固定費は収入がなくても出ていく。持続型給付金は1回限りではなく 継続支援を」(木幡友子千葉県商工団体連合会事務局長)、「1日3~4件の労働相談が2月末頃から 10 件前後に増え、コロナ関連だけでこの2ヶ月で約100件。契約満了前の突然の解雇など内容も深刻」 (戸村稔千葉労連労働相談員)、「東日本大震災の時のような『みなし失業制度』が必要だ」(舩澤弘行弁 護士)と、相談内容の詳細や現在の制度改善の訴えがありました。

最後に矢澤事務局長が「2008年のリーマンショック時のように、これから失業した生活困窮者が 増加することが予想される。『ちば派遣村』開催を再度検討したい」と、力強く話しました。

ちば派遣村…様々な団体で実行委員会をつくり、街頭で労働組合が中心となり、労働・生活相談を行 う反貧困の取り組み。

火事場泥棒の改憲は許さない

憲法施行 73 周年

緊急事態宣言の発令が続く5月3日に、憲法施行 73 周年を迎えました。新型コロナウイルスの感染 が拡大し、多くの組織が毎年開催していた集会を中止せざるを得ませんでしたが、ネットを通じて護憲 派、改憲派がそれぞれ主張を繰り広げました。

新型コロナに乗じた憲法改正の解釈

安倍首相は改憲派へのビデオメッセージで、現在のコロナ禍に絡めて憲法に緊急事態条項の創設を言 及しました。しかし、新型ウイルスの感染拡大は、憲法のせいではありません。水際対策の不徹底やオ リンピック開催などへの政治的配慮が働いたことが原因です。

緊急事態条項は新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言と響きが似ていますが、中身は全く違います。 後者は個人の尊重をうたう憲法 13 条の「公共の福祉に反しない限り」の部分を根拠に、法律に基づき 外出や移動など自主規制を促すものです。

それに対して前者は民主主義の柱の「三権分立」や基本的人権を非常時に停止し、行政府の長(首相) に権限を集中させて、国民を国家統制下に置くものです。

例えば、「パチンコ店が営業をやめないのは憲法で私権が制限できないから」という主張はデマの類で す。公衆衛生の維持など、公益目的で人権を罰則付きで規制する法律は、現憲法下でも制定可能です。 「憲法に緊急事態条項を」などという議論は、感染拡大防止につながるどころか、逆に政府のおこなう 「対策・政策」への異論・批判を封殺し、政権の意のままに政治をすすめる体制を作ろうとしているこ とに他なりません。

国民の多数が "少なくとも安倍政権下での憲法改正に反対" している改憲問題を、この時期に持ち出 すのは究極の火事場泥棒ともいうべき暴挙です。

千葉労連も参加する「憲法を守りいかす千葉県共同センター」は、毎月第2、第4火曜日の昼宣伝を 継続しておこなっています。共同センターが新たに作成した、憲法リーフを大いに活用し、憲法を守り いかす運動をさらに強めましょう。

労働相談一ヶ月 ~解雇はあんたのためだよ?~

- Q 解雇予告を受けました。通知文は「2020年4月6日、コロナウイルスによる仕事の減少に おり雇用の維持が困難になり退職を勧告致します」と記載されています。説明を受けた時に、無 給の自宅待機では大変だろうから、解雇にしてあげたという話になり、納得できません。
- A 前回、コロナを理由に会社が自宅待機を命じた場合、休業手当の支払い義務があると説明しま

した。「無給の自宅待機」はおかしいとの疑問を持たれたと思います。疑問の根源に厚労省が示 すコロナウイルスのQ&A「企業の方向け」の中に「*不可抗力による場合は、使用者の責に帰 すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払い義務はありません。ここでいう不可抗力とは、 ①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注 意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること、この2つの要件を満たすものでなけ ればならない、と解されています。休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を 尽くしていないと認められた場合には、『使用者の責に帰すべき事由による休業』に該当する場 合があり、休業手当の支払いが必要となることがあります」と解説しています。この内容は、コ ロナの事態は、不可抗力の①と②を満たしており「無給の自宅待機」が可能という理屈です。「有 給」「無給」の判断は「休業回避の最善の努力」の有無を問うことになります。経営者は、無給 の自宅待機より、解雇で雇用保険を受けた方がいい、という理屈になり解雇を行うことの罪悪感 を免罪しています。解雇は許さないという闘いを労働組合を作るか加入して取り組みましょう。 【中林】